

稲美町高齢者保健福祉サービス

あんしん

～自立生活の支援のために～



《令和8年4月 稲美町健康福祉部健康福祉課》

目次

| | |
|------------------------|--------|
| I 高齢者を支援する相談窓口 | - 3 - |
| □ 稲美町地域包括支援センター | - 3 - |
| □ 在宅介護支援センター稲美苑 | - 3 - |
| II 生活支援サービス | - 4 - |
| □ 「食」の自立支援事業（配食サービス） | - 4 - |
| □ 寝具洗濯サービス | - 5 - |
| □ 訪問理美容サービス | - 6 - |
| □ はり・きゅう及びマッサージ施術費助成 | - 7 - |
| □ 高齢者優待利用券（タクシー・バス券）交付 | - 8 - |
| □ 住宅改造助成 | - 9 - |
| □ 高齢者補聴器購入費助成 | - 10 - |
| III 介護予防サービス | - 11 - |
| □ いきいき広場 | - 11 - |
| □ いきいきミニ広場 | - 11 - |
| □ いきいきサロン | - 12 - |
| □ 外出支援サービス | - 12 - |
| □ 介護ボランティアポイント事業 | - 13 - |
| IV 家族介護者支援サービス | - 14 - |
| □ 家族介護用品給付 | - 14 - |
| □ 在宅高齢者介護手当 | - 14 - |
| V ひとり暮らし高齢者支援サービス | - 15 - |
| □ あんしんボタン（緊急通報システム） | - 15 - |
| VI 認知症支援サービス | - 16 - |
| □ 認知症相談窓口 | - 16 - |
| □ もの忘れ健診 | - 16 - |
| □ 認知症高齢者等SOSネットワーク | - 17 - |

| | | |
|-------------------------|-------|--------|
| □ 認知症高齢者等個人賠償責任保険 | ．．．．． | - 17 - |
| □ 認知症高齢者等見守りサービス利用料助成事業 | ．．．．． | - 18 - |
| VII 保健サービス | ．．．．． | - 19 - |
| □ いなみ健康ポイント事業 | ．．．．． | - 19 - |
| □ 訪問指導・健康相談 | ．．．．． | - 20 - |
| □ 特定健診・後期高齢者健診 | ．．．．． | - 20 - |
| □ がん検診 | ．．．．． | - 20 - |
| □ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 | ．．．．． | - 21 - |
| □ 高齢者等予防接種事業 | ．．．．． | - 21 - |
| VIII その他のサービス | ．．．．． | - 22 - |
| □ 福祉会館 | ．．．．． | - 22 - |
| □ シニアクラブ | ．．．．． | - 22 - |
| □ 生活管理指導ショートステイ | ．．．．． | - 22 - |
| □ 成年後見制度 | ．．．．． | - 23 - |
| □ 兵庫ゆずりあい駐車場制度 | ．．．．． | - 24 - |
| □ ヘルプカード・ヘルプマーク | ．．．．． | - 24 - |

☎問合先一覧

稲美町健康福祉課

- 高齢福祉係．．．．． (☎492-9137 FAX492-8030)
- 総合福祉会館．．．．． (☎492-4479 FAX492-7699)
- 健康推進係．．．．． (☎492-9138 FAX492-8030)
- 介護保険係．．．．． (☎492-9139 FAX492-6768)
- 稲美町地域包括支援センター (☎492-9150 FAX492-6768)

稲美町地域福祉課

- 障がい福祉係．．．．． (☎492-9136 FAX492-8030)
- 稲美町社会福祉協議会．．．．． (☎492-8668 FAX492-9170)

I 高齢者を支援する相談窓口

□ 稲美町地域包括支援センター

地域にあるさまざまな医療機関、福祉機関、介護サービス事業所や住民団体などと協力し、高齢者の生活を包括的に支えていくための相談窓口です。

高齢者や家族、地域の人からの福祉や介護、介護予防等の相談、対応支援を行います。また、関係機関との連絡調整やネットワークづくり、介護サービス事業者の資質向上を行います。

△ 場 所

稲美町役場 いきがい創造センター内

△ 相談内容

- ・高齢者の医療、福祉、介護の相談
- ・高齢者の介護予防相談
- ・高齢者の暮らしに関する相談
- ・高齢者の虐待防止、権利擁護の相談

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ 在宅介護支援センター稲美苑

在宅の高齢者やその家族を対象に在宅介護等に関する総合的な相談に応じます。

△ 場 所

特別養護老人ホーム 稲美苑内

△ 相談内容

- ・在宅での介護方法についての相談
- ・介護機器及び住宅改造に関する相談
- ・生活支援に関する相談

△ 問 合 先

在宅介護支援センター稲美苑（☎492-7602）

Ⅱ 生活支援サービス

□「食」の自立支援事業（配食サービス）

調理が困難な高齢者などに栄養バランスのとれた食事（昼食）を届けることにより食生活の自立を支えるとともに訪問時に安否確認を行います。

△ 対象者

住民税非課税世帯に属する、食生活の自立支援が必要な人で、下記のいずれかに該当する人

- ①65歳以上の単身世帯
- ②65歳以上の人のみの世帯
- ③身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A判定を受けている単身世帯
- ④身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A判定を受けている人のみの世帯
- ⑤身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A判定を受けている人と65歳以上の人のみの世帯

△ 利用料（1食あたり）

普通食 345円

減塩・糖尿食 395円

△ 実施日

月曜日～土曜日（日曜日、年末・年始は休み）

△ 問合せ先

高齢福祉係（☎492-9137）



□ 寝具洗濯サービス

寝具類の衛生管理が困難な高齢者宅の寝具を回収し、丸洗い及び乾燥を行います。

△ 対象者

住民税非課税世帯に属する、寝具類の衛生管理が困難な人で、下記のいずれかに該当する人

- ①65 歳以上の単身世帯
- ②65 歳以上の人のみの世帯
- ③身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳 A 判定を受けている単身世帯
- ④身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳 A 判定を受けている人のみの世帯
- ⑤身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳 A 判定を受けている人と 65 歳以上の人のみの世帯

△ 実施月

6 月、10 月及び対象者が希望する 1 回（年 3 回が上限）

△ 利用料

1 枚あたり

| 種別 | 利用料 |
|------|-------|
| 敷布団 | 370 円 |
| 掛布団 | 370 円 |
| 肌掛布団 | 200 円 |
| 毛布 | 200 円 |

※1 回の利用につき、掛布団または肌掛布団、敷布団及び毛布の各 1 枚を限度とします。

△ 実施先

稲美町社会福祉協議会（☎492-8668）

△ 問合せ先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 訪問理美容サービス

寝たきりなどで美容院や美容院へ出向くことが困難な高齢者や重度障がい者の居宅に理・美容師が訪問し、理・美容サービスを行います。

△ 対象者

美容院や美容院に出向くことが困難な人で、下記のいずれかに該当する人

- ① 介護保険制度の要介護3、要介護4、要介護5の認定を受けている人
- ② 身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A判定を受けている人

△ 利用料

- カット・・・3,000円
- 丸刈り・・・2,000円
- シャンプー 1,000円
- 顔そり・・・1,500円より

※理・美容師の出張に関する費用を町が負担します。

※3カ月に1回以内が限度です。

※サービスを受けるときは、必ず介護者が付き添う必要があります。



△ 問合せ先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ はり・きゅう及びマッサージ施術費助成

「はり・きゅう等指定施術所利用券」を申請により交付します。

△ 対象者

65歳以上の人

△ 申請に必要なもの

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書など）
- ・印かん（本人が署名できる場合は不要）
- ・代理人の本人確認書類

※別世帯の代理人が申請する場合は、利用券は対象者のご自宅に郵送します。

△ 利用券の種類

1回につき1,000円の利用券（年間12枚）

（利用は町と契約している施術所に限る）

※各種保険診療による施術（保険を使った施術）の場合は利用できません。

△ 問合せ先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 高齢者優待利用券（タクシー・バス券）交付

高齢者の生活行動範囲の拡大と社会参加を支援するため、「タクシー・バス券」を申請により交付します。

※重度障がい者（児）福祉タクシー利用券と重複して交付できません。

△ 対象者

居宅において外出にタクシー・バスの利用を必要とする人のうち、下記のいずれかに該当する人

- ① 65 歳以上 75 歳未満で、住民税非課税世帯の人（同じ世帯の人全員が非課税）
- ② 75 歳以上の人

△ 申請に必要なもの

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書など）
- ・印かん（本人が署名できる場合は不要）
- ・代理人の本人確認書類

※別世帯の代理人が申請する場合は、利用券は対象者のご自宅に郵送します。

△ 利用券の種類・交付枚(冊)数

申請する月によって交付する枚(冊)数が異なります。

○タクシー券・・・1 ヶ月につき 500 円×6 枚

（利用は町と契約しているタクシー会社に限る）

※1 回の乗車料金が 1,000 円未満の場合は 1 枚、1,000 円以上 1,500 円未満の場合は 2 枚、1,500 円以上の場合は 3 枚まで使用できます。

○バス券・・・・・・1 ヶ月につき 1 冊（1,320 円分）の回数乗車券

（利用は稲美町発着の神姫バスに限る）

△ 問合せ先

高齢福祉係（☎492-9137）



□ 住宅改造助成

日常生活に介護を要する高齢者及び心身障がい者が、安心して健やかな生活が出来るように、住宅の改造等に係る経費を助成します。

※申請前に工事に着手している場合は助成の対象になりません。

△ 対象世帯

下記の(1)～(3)すべてを満たす世帯

(1) 次の①～③のいずれかに該当する人が属する世帯

- ①介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者
- ②身体障害者手帳の交付を受けた人
- ③療育手帳の交付を受けた人

(2) 改造を施工される家屋に居住している人のうち生計中心者の収入が次の要件を満たす

- ・給与収入のみの方は、前年分の給与収入金額が800万円以下
- ・給与収入のみ以外の方は、前年分の所得金額が600万円以下

(3) 過去に「住宅改造助成金」「住宅改修費」の支給を受けていない

△ 対象工事

対象者の身体状況に応じた住宅の改造で、住まいの改良相談員が現地確認のうえ、住宅改造の必要性・緊急性を評価し、必要と認める範囲の改造

※将来に向けての予防的な工事や単に古くなったものを新しく取り替える工事、新築住宅については、助成対象にはなりません。

△ 助成金額

対象経費上限100万円の1/3～3/3

△ 問合先

高齢福祉係 (☎492-9137)

※原則として、介護保険等の住宅改修費支給と併用する必要があります。

介護保険係 (☎492-9139)

地域福祉課 障がい福祉係 (☎492-9136)



□ 高齢者補聴器購入費助成

聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

※申請前に購入されたものは助成対象外です。

△ 対象者

下記の①から④すべてに該当する人

- ① 65歳以上の人
- ② 聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付を受けていない人
- ③ 耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明【医師意見書（町指定様式）】を受けた人 ※中等度難聴程度（医師の診断による例外あり）
- ④ 過去に助成金を受けたことがない人

△ 助成内容

3万円を上限として、1人1回限り助成します。

- ・助成対象は、管理医療機器としての補聴器本体と付属品（集音器は対象外）
- ・両耳、片耳問わず上限は3万円
- ・診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等は自己負担
- ・故障、修理、メンテナンス等は助成対象外

△ 問合せ先

高齢福祉係（☎492-9137）



Ⅲ 介護予防サービス

□ いきいき広場

遠くへの外出が困難な高齢者、普段家族以外と話す機会が少ない高齢者等が自治会集会所等で地域の人とふれ合うことにより介護予防を図ります。

△ 対象者

やや虚弱又は閉じこもりがちな高齢者

△ 内容

茶話会を中心に、のんびり楽しく過ごします。

△ 回数・時間

週1回 2時間開催または5時間開催

△ 費用

昼食代（実費相当）

△ 実施箇所

26自治会

△ 問合せ先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ いきいきミニ広場

高齢者が自発的に自治会集会所等で集い、他者と交流しともに活動をすることで介護予防を図ります。

△ 対象者

おおむね65歳以上の高齢者

△ 内容

おもりをういた体操

△ 回数・時間

週1回 1時間程度

△ 実施箇所

11自治会

△ 問合せ先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）



□ いきいきサロン

地域の高齢者のふれあい・仲間づくりを自治会集会所等でシニアクラブを中心に
行っています。また、介護予防の健康教育も実施します。

△ 対象者

おおむね65歳以上の高齢者

△ 内 容

スポーツや体操、レクリエーション活動、健康教育など

△ 回数・時間

月1回 9時30分から11時30分

△ 実施箇所

58自治会

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

稲美町社会福祉協議会（☎492-8668）



□ 外出支援サービス

「いきいきサロン」に参加する際に、自宅から会場まで送迎用車両で送迎します。

△ 対象者

「いきいきサロン」に参加している人のうち、一般の公共交通機関を利用
することが困難な人

△ 利 用 料

無料

△ 実 施 先

稲美町社会福祉協議会（☎492-8668）

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 介護ボランティアポイント事業

ボランティア活動を支援し、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自身や地域の介護予防につなげます。

△ 対象者

65歳以上の人

(介護保険の要介護度1～5の認定を受けている人などは除きます)

△ 事業内容

町が指定する社会福祉法人などの施設(受入施設)でボランティア活動を行った場合に、その実績に応じてポイントを付与します。ポイントに応じ、活動交付金(稲美町共通商品券)を交付します。

△ 受入施設

町から指定を受けた社会福祉法人等の介護施設など

△ 活動内容

受入施設や何らかの支援を必要とする人の自宅での活動

(施設利用者の話し相手、入浴後のドライヤーかけ等の補助、洗濯物の整理、清掃、草引き等)

△ 登録

ボランティアとして活動を希望する人は、事前に稲美町社会福祉協議会で登録が必要です。

△ ポイント

ボランティア活動1時間につき1ポイントを付与します。1日2ポイント、年間50ポイントが上限です。

△ 活動交付金

1ポイントにつき100円になります。活動交付金は、稲美町共通商品券により交付します。ただし5ポイントに満たないポイントは切り捨てとなります。

△ 問合せ先

稲美町社会福祉協議会 (☎492-8668)

稲美町地域包括支援センター (☎492-9150)

IV 家族介護者支援サービス

□ 家族介護用品給付

在宅高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減と在宅高齢者の保健衛生の向上を図るために介護用品を給付します。

△ 対象者

介護保険制度の要介護4又は5の認定を受けた人のうち、常時おむつを必要とする在宅高齢者を現に介護している住民税非課税世帯の家族

※在宅高齢者と対象者（介護している家族）が別世帯に属する場合は、両方の世帯が住民税非課税世帯である必要があります。

△ 内 容

町が定める紙おむつ等の組み合わせ（1ヵ月につき約9,000円分）

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 在宅高齢者介護手当

寝たきりまたは認知症の状態にある在宅高齢者及び介護者の精神的、経済的負担を軽減するために介護手当を支給します。

※申請にあたり、在宅高齢者の地区の民生委員の承認が必要です。

△ 対象者

65歳以上で、居宅において6ヵ月以上寝たきり又は認知症の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とすると認められた人のうち、介護保険制度の要介護3から5の認定を受けた在宅高齢者を主として介護している人

※在宅高齢者を介護することにより稲美町重度心身障害者（児）介護手当の支給対象となっている人には支給できません。

△ 手 当 額

月額12,000円

△ 支 給 月

5月、8月、11月、2月に前月までの3ヵ月分を支給

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

V ひとり暮らし高齢者支援サービス

□ あんしんボタン（緊急通報システム）

高齢者が急病・事故などにより緊急に援助を必要とする場合に、「緊急」ボタン1つで受信センターにつながり、ご近所の協力員などに助けを求めることができるシステムです。自宅に電話回線のない場合も利用できます。

※原則3名の近隣協力者が必要です。

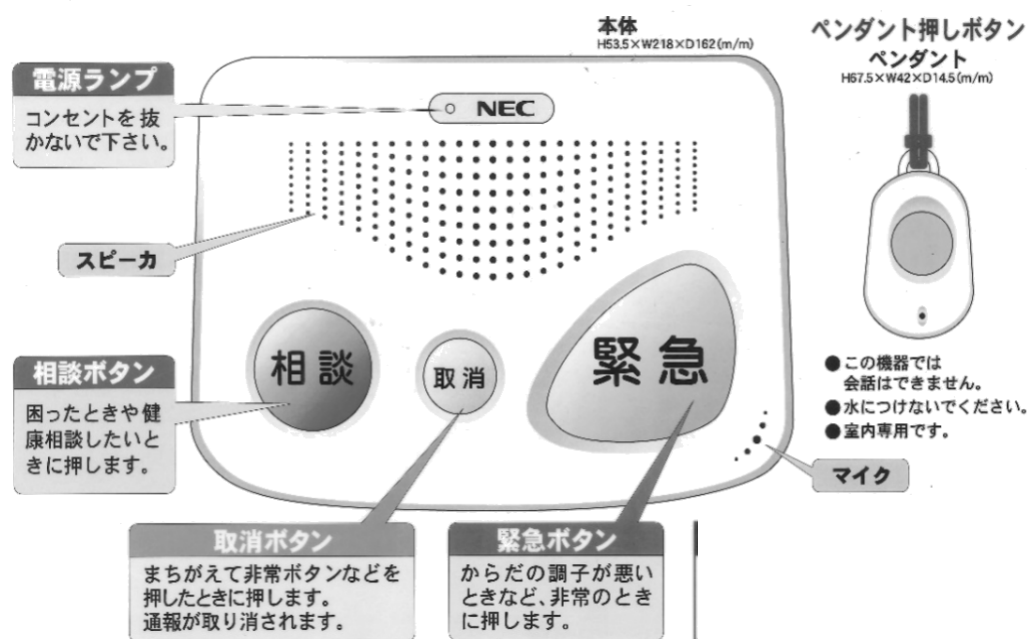
※お住まいの地区の民生委員の確認が必要です。

△ 対象者

下記のいずれかに該当する人

- ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②高齢者夫婦又は高齢者世帯（要介護3以上の認定を受けた高齢者がいる世帯に限る）

△ 内容



△ 費用負担

設置料：世帯の所得税額に応じて費用負担があります。

（所得税非課税世帯は無料）

月々の使用料：無料（町が負担します。固定型は月額 1,870 円、

携帯型は月額 2,420 円、見守りセンサーは月額 550 円）

※見守りセンサーは、固定型を使用する場合に設置できます。

△ 問合せ先

高齢福祉係（☎492-9137）

VI 認知症支援サービス

□ 認知症相談窓口

「これって認知症？」から認知症の人の介護まで様々な不安や疑問のご相談に応じます。認知症になった場合も、関わり方の工夫次第で症状が大きく変わります。たとえ認知症になっても笑顔で生活するにはどうしたらよいかを含めて、予防や介護のコツ等について一緒に考えます。

△ 相談場所

- ①稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）
- ②在宅介護支援センター稲美苑（☎492-7602）
- ③居宅介護支援事業所 こぶし（☎492-8779）

□ もの忘れ健診

認知症の疑いのある人を早期発見し、早期受診を促すとともに、早期からの支援を行うことで重度化を予防します。

△ 対象者

65歳以上の人

△ 内容

短時間（5分程度）の問診

△ 場所

巡回セット健診会場等

稲美町地域包括支援センター（事前予約制）

△ 費用

無料

△ 問合せ先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）



□ 認知症高齢者等SOSネットワーク

行方不明時の早期発見のため、氏名・生年月日・住所などの情報を事前登録し、日頃の見守り体制を構築します。

△ 対象者

行方不明になるおそれのある認知症の人で、65歳以上の高齢者

△ 事業内容

行方不明になるおそれのある高齢者等について、家族等から事前に情報を登録しておき、日常的な見守り体制について相談します。

読み取ると地域包括支援センターなどの連絡先を表示するQRコードシールを配布しますので、対象者の衣服などに貼り付けてください。

△ 問合せ先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ 認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の人が日常生活における偶発の事故等により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償します。

△ 対象者

在宅で生活している人で、下記の①又は②に当てはまり、かつ介護保険等における施設サービスなどを利用していない人

①稲美町認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録のある人

②日常生活に支障をきたすような認知症状態等があり、外出が可能な人

※加入要件を満たしているかご不明の場合は、地域包括支援センターにご相談ください。

△ 内容

保険料は町が負担しますので、自己負担はありません。
保険金額上限は3億円です。

△ 問合せ先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）



□ 認知症高齢者等見守りサービス利用料助成事業

認知症により行方不明の恐れがある高齢者等の安全を確保し、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

△ 対象者

在宅で生活している人で、以下の①または②に当てはまる人

①稲美町認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録のある人

②日常生活に支障をきたすような認知症状がみられ、外出が可能な人

※地域包括支援センター窓口で対象の人の状態について聞き取りさせていただきます。

△ 内容

みまもりタグの利用に係る、「初期登録料」、「月額利用料」を町が助成します。

- ・初期登録料 2,750円（税込）
- ・月額利用料 330円（税込）

※以下の費用は助成対象外となります。

- ・機器等を紛失、破損を含む故障等にかかわる費用
- ・入院、施設入所、死亡などにより、使用が認められないことが判明した期間に発生した費用
- ・申請前すでに発生している費用

△ 問合せ先

- ・みまもりタグの機能について
ALSOK 株式会社（☎425-4743）
〒675-0063 加古川市加古川町平野 203-1 山本第1ビル2F203
- ・みまもりタグ利用料助成制度 申請窓口
稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

Ⅶ 保健サービス

□ いなみ健康ポイント事業

「いなみ健康ポイント」を集めることによって、楽しみながら健康づくりや介護予防に取り組むことを目的としています。

△ 対象者

40歳以上の人

△ 事業内容

町が指定する健診・検診の受診、健康づくり事業への参加、日々の取組等に対してもらえる「いなみ健康ポイント」を集めると、集めたポイント数に応じた稲美町共通商品券と交換できます。

健診・検診のほか、いきいき広場、いきいきサロン、もの忘れ健診などもポイントの対象になります。

△ 問合せ先

健康推進係（☎492-9138）

☆いなみ健康ポイントとは？

対象事業は  が目印です。

町が指定する健診・検診や健康づくりに関係するポイント対象事業への参加、日々の取組に対してもらえる「いなみ健康ポイント」を集めると、稲美町共通商品券（上限3,000円分）に交換できます。（後日郵送）

ポイントを集めながら、楽しく健康づくりや介護予防に取り組んでいたことを目的としています。

☆対象期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）まで

☆ポイント交換

取得したポイント数に応じて稲美町共通商品券に交換できます。

5～9ポイント＝500円分 20～24ポイント＝2,000円分
10～14ポイント＝1,000円分 25～29ポイント＝2,500円分
15～19ポイント＝1,500円分 30ポイント以上＝3,000円分
※5ポイントに満たないポイントは交換できません。

☆ポイント交換申出期間

令和9年3月1日（月）～3月31日（水）まで

【必要なもの】いなみ健康ポイントカード・本人確認書類

※代理人が申請を行う場合は、代理人の本人確認書類が必要です。

（詳しくは広報いなみやホームページなどでお知らせします。）

※注意事項

- ・ポイント交換は、1人1回限りです。
- ・ポイントは、第三者に譲渡することはできません。
- ・ポイントは、次の年度に繰り越すことはできません。
- ・町民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料に滞納がある場合、ポイントを稲美町共通商品券に交換することができません。
- ・ポイントカードを紛失した場合、カードの再発行はできませんが、紛失前に取得したポイントは無効になります。

【お問合せ先】

稲美町 健康福祉課 健康推進係
〒675-1115 稲美町国岡1丁目1番地
TEL 079-492-9138 FAX 079-492-8030

見本

令和8（2026）年度

いなみ健康ポイントカード

健康ポイントを貯めて
健康づくり！！



稲美町イメージキャラクター「いなっち」

| | |
|----------|---------------------------------------|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 住所 | 稲美町 |
| 電話番号 | |
| 生年月日 | 年 月 日生（ 歳） ※対象者：昭和62年3月31日以前に生まれた人 |
| 加入している保険 | 国民健康保険・後期高齢者医療・その他（ ） |

□ 訪問指導・健康相談

介助やりハビリの方法が分からず困っておられるご家庭に理学療法士、歯科衛生士、栄養士、保健師等が訪問して相談に応じます。

△ 内 容

介助やりハビリ、家屋の改造についてのアドバイス等

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

健康推進係（☎492-9138）

□ 特定健診・後期高齢者健診

「特定健診」は国民健康保険加入者を対象、「後期高齢者健診」は後期高齢者医療制度加入者を対象とした健診です。

△ 内 容

特 定 健 診…身長・体重・腹囲測定、血液検査、尿検査、問診、診察

後期高齢者健診…身長・体重、血液検査、尿検査、問診、診察

△ 問 合 先

健康推進係（☎492-9138）

□ がん検診

各種がん検診を実施しています。胃がん・肺がん・大腸がん検診においては、65歳以上の人は無料で受診できます。

△ 内 容

胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、

前立腺がん検診

△ 問 合 先

健康推進係（☎492-9138）

□ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

後期高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、健康維持・フレイル予防に努めるための事業です。

△ 内 容

- ・高齢者が集まる「いきいきミニ広場」などで、オーラルフレイル予防の講話や健康相談を実施
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業対象者や健康状態不明者への訪問などを実施

△ 問 合 先

健康推進係（☎492-9138）

□ 高齢者等予防接種事業

予防接種法上に基づく、高齢者等の定期的予防接種を実施します。

△ 内 容

◎詳細は決まり次第、別途お知らせします。

- ①新型コロナウイルスワクチン
- ②高齢者インフルエンザワクチン
- ③高齢者用肺炎球菌ワクチン
- ④带状疱疹ワクチン

（令和8年4月1日時点で50歳、55歳、60歳の人には、接種費用の助成があります。）

△ 対 象 者

- ①、②…65歳以上の人
- ③65歳の人
- ④65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の人

△ 自己負担額

- ①11,000円
- ②1,500円
- ③7,000円
- ④生ワクチン…4,000円 不活化ワクチン…11,000円

※生活保護法による被保護世帯または住民税非課税世帯に属する人は、自己負担額も助成します。

△ 問 合 先 健康推進係（☎492-9138）

Ⅷ その他のサービス

□ 福祉会館

高齢者のサークルや教室、シニアクラブ活動の場として広く地域活動の拠点となっています。町内には総合福祉会館、母里福祉会館、加古福祉会館の3カ所があります。

△ 問 合 先

総合福祉会館（☎492-4479）

□ シニアクラブ

シニアクラブでは会員相互の親睦はもとより、「健康・友愛・奉仕」の三大運動をはじめ、リサイクル・世代間交流・生活文化の伝承等幅広い地域活動に取り組んでいます。また、子育て支援や地域の見守り活動を推進したり、園児や留学生等との交流会を開催したりする等、高齢者の知識と経験を活かし、健全で豊かなクラブ活動を展開しています。

△ 問 合 先

総合福祉会館（☎492-4479）

□ 生活管理指導ショートステイ

要介護状態への進行を予防するため、老人ホームなどで短期間の宿泊をすることにより日常生活に対する指導及び支援を行います。

△ 対 象 者

60歳以上の高齢者で、介護保険制度で非該当と判定された日常生活に対する指導及び支援の必要な人

△ 利 用 料

①食事、入浴、洗濯等の原材料費：1,000円（日額）

②宿泊に要する費用（5,000円）の1割：500円（日額）

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 成年後見制度

認知症等により判断能力が十分でない高齢者等の財産や権利を守り、法律的に支援する制度です。成年後見制度には、次のような区分があります。

△ 法定後見

| 区分 | 本人の判断能力 | 援助者の種類 | 内容 |
|----|---------------------|--------|---|
| 後見 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の人 | 成年後見人 | • 家庭裁判所が援助者を選定し、その援助者が本人に代わって様々な判断をしながら本人の利益や権利を守ります。 • 監督人を選任することがあります。 |
| 保佐 | 判断能力が著しく不十分な人 | 保佐人 | |
| 補助 | 判断能力が不十分な人 | 補助人 | |

△ 任意後見

| 区分 | 本人の判断能力 | 援護者の種類 | 内容 |
|------|----------------------------------|--------|--|
| 任意後見 | あらかじめ任意後見契約を結んでおき、本人の判断能力が低下した場合 | 任意後見人 | • 本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助します。 • 家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。 |

△ 成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、申立てをする親族がいない場合や、申立てをする費用及び後見人の報酬の負担ができない人を支援する制度です。

△ 問 合 先

神戸家庭裁判所姫路支部（☎079-281-2079）

〒670-0947 姫路市北条1丁目250番地

（本人の生活拠点を管轄する家庭裁判所にて手続きをします）

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

地域福祉課 障がい福祉係（☎492-9136）

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 兵庫ゆずりあい駐車場制度

歩行が困難な人などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です。

△ 対象者

障がい者や、要介護認定を受けた高齢者など、歩行が困難な人

△ 内容

歩行が困難な人のための駐車スペースに駐車する際に掲示する利用証を発行します。

※駐車できることを保障するものではありません

△ 申請に必要なもの

介護保険被保険者証

△ 問合せ先

地域福祉課 障がい福祉係 (☎492-9136)



□ ヘルプカード・ヘルプマーク

周囲の人に配慮や支援が必要であると知らせるヘルプカード・ヘルプマーク（ストラップ）を配付します。

△ 対象者

障がい者や高齢者など、周囲の人の支援や配慮が必要な人

△ 内容

ヘルプカード・ヘルプマーク（ストラップ）は、援助や配慮が必要なことが外見からはわからない人が、災害時や日常生活の中で困ったとき、周囲の人に配慮や支援が必要であると知らせるものです。

地域福祉課窓口で交付しています。また、ヘルプカードは稲美町ホームページから、ご家庭でも印刷できます。

△ 問合せ先

地域福祉課 障がい福祉係 (☎492-9136)

